

イベント等の開催について

令和 2 年 11 月 9 日
総 務 部

1 イベント等の開催制限の緩和

新型コロナウイルスの感染防止に係るイベント等の開催制限については、一定の条件の下、9 月 19 日から参加人数の緩和を次のとおり行ったところ

なお、12 月以降の取扱いについては、改めて検討

(1) 大声での歓声・声援等が想定されないイベント等（収容定員の設定あり）

例：クラシックコンサート、演劇、講演会、入学式、卒業式、成人式【別紙参照】

○ 収容定員 10,000 人までの場合、収容定員又は 5,000 人のいずれか少ない方を上限 ※収容定員が 5,000 人の会場であれば空席を設ける必要はない。

○ 収容定員 10,000 人を超える場合、50%を上限

(2) 大声での歓声・声援等が想定されるイベント等（収容定員の設定あり）

例：ロックコンサート、スポーツイベント、ライブハウスでのイベント【別紙参照】

○ 収容定員の 50%を上限

(3) 地域の行事（収容定員の設定なし）

例：盆踊りや集落の祭り

○ 大声での歓声・声援等が想定されないものは密が発生しない程度の間隔を確保するものとし、それ以外は 1 m 以上の十分な間隔を確保

(4) 全国的・広域的な祭り等（収容定員の設定なし）

例：大曲の花火一秋の章一、なまはげ柴灯まつり、鹿角スキー国体

○ 参加者の限定と把握、入退場時や区域内の適切な行動の確保を条件に開催が可能であり、1 m 以上の十分な間隔を確保

2 全国的・大規模イベントの事前相談

「新しい生活様式」や「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、感染防止策を徹底した上でイベントを開くことは差し支えないものとされており、開催方法を工夫し、社会経済活動との両立を図っていくことがウィズコロナにおいては必要

県では、全国的又は大規模なイベント（他県から観客が訪れたり参加者が 1,000 人を超えるもの）の開催に関する事前相談を実施し、イベントの適切な感染防止策を推進しているところであり、市町村有施設に対象イベントの利用申込があった場合は、県への事前相談を促すようお願いする（市町村が主催する事業についても事前相談をお願いする。）。

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、 入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。